

学校体育施設開放利用における 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和3年3月23日 改定

本ガイドラインは、学校体育施設開放利用に伴い、各利用団体（以下、団体）に遵守していただくことをまとめたものです。

また、本ガイドラインの内容は、各団体の責任者及び管理責任者がすべての利用者に周知するとともに、厳格に遵守していただく必要があります。

①【重要】新型コロナウイルス感染症防止対策を行った上で の「学校開放」についてご理解ください

「学校体育施設開放事業」は印西市における社会体育の振興を図ることを目的としており、「スポーツ基本法第13条第1項」の「学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般の利用に供するよう努めなければならない。」の規定に基づき行っている事業です。

各団体においては、新型コロナウイルス感染症の発生前から、こうした意識の下で学校体育施設をご利用いただいていると思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生により、新たな課題が加わりました。

それが、各体育施設における新型コロナウイルス感染症を防止するための衛生管理です。

令和2年5月の学校再開から今日まで、各学校では教職員の皆さんが一丸となり、集団感染（クラスター）発生を防ぐため、児童・生徒への手指消毒の指導や、施設の消毒などに厳格に取り組んでいます。

こうした衛生管理が行われている施設の中で、外部の団体の活動が問題なく行われるためには、学校が行っている衛生管理と同等の衛生管理が必須となります。

各団体の皆様におかれましては「現在が平時と異なる状況」であることを強く認識していただき、本ガイドラインに明記された遵守事項を厳守していただきますよう、お願いいたします。

■学校体育施設を利用する際の遵守事項について

① 施設の利用をできない人

以下の事項に該当する人は、施設の利用はできません。

- ・体調が悪い人（平熱の範囲を超える発熱、せき・のどの痛みなどの症状がある場合）。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航、または当該在住者との濃厚接触がある場合。

② こまめな手洗いやアルコールなどによる手指消毒を行うこと。

③ 対外試合（練習試合や合同練習など）は禁止とする。

④ 【屋外施設】登録者以外の施設の利用は禁止とする（見学者は、見学のみに徹すること。送迎の家族等は、原則、施設の外で待機し、施設内には立ち入らないこと。またいずれの場合も、校庭の遊具などへの接触を禁止とする）。

【屋内施設】登録者のうち、中学生以下の者の利用に限る。ただし、指導・管理のため必要最小限の大人の利用は認めるものとする（見学は不可。送迎の家族等は施設の外で待機し、施設内には立ち入らないこと。）。

⑤ 可能な限り「3密」とならないよう活動内容に配慮すること。

- ・密閉…**【屋内施設】常時複数の扉、窓を開放し、換気を行う。**必要があれば、換気扇、扇風機等も併せて使用すること。
- ・密集…分散した活動となるよう利用時間を分けるなど工夫し、活動中もできるだけ2mの間隔を確保するよう配慮すること。
- ・密接…会話は距離を置き、大声での発声、指導、接触プレーを避けること。

⑥ 利用者全員（屋外施設は見学者を含む）がマスクを持参し、休憩中など運動時以外は必ず着用すること。ただし、運動中のマスク着用については、熱中症等の恐れがあることを理解したうえで、利用者等が判断すること。

⑦ 【重要】利用団体は、**体温計(非接触式を推奨)を事前に用意し、各団体責任者または管理責任者の責任のもと利用前に利用者全員の検温を行うこと。**

⑧ 【重要】各団体責任者または管理責任者は利用時ごとに**別紙「施設利用者名簿」**を作成し、**利用者（屋外施設は見学者を含む）を把握するとともに全員の体調及び体温測定結果を記録し、利用者が平熱の範囲を超えていないこと等を確認すること。**また、濃厚接触者を確認する必要があるため、**施設利用者名簿は各団体責任者が保管すること（目安として一カ月程度）。**

※名簿は必要に応じてスポーツ振興課や利用校が提出を求める場合があります。また、名簿の情報は、管轄する保健所と共有する場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- ⑨ **【重要】**活動後は必ず清掃・消毒を行うこと。また、清掃・消毒は指導者または保護者等が行うこと。

・手指用消毒液及び備品・設備等の消毒用消耗品（消毒液、拭取り用ペーパータオル）は各団体で用意し、適切に使用すること。

※トイレ用洗剤のみ市で補充いたします。

※消耗品は利用毎に各団体が持参してください（施設に置くことはご遠慮ください）。

学校備品の消毒剤は、在校する児童・生徒が利用するものであり、各団体のためのものではありません。絶対に使用しないでください。

- ・主な消毒範囲として、ドアノブ、手すり、トイレ（蛇口、ノブなど人の手が触れる場所）、照明スイッチ、清掃用具など共用する箇所（物も含む）を必ず消毒すること（範囲や方法などは、各団体責任者及び管理責任者が必ず事前に学校に確認し、利用者全員で共有すること）。
- ⑩ 学校で使用を制限されている備品には触れないこと（各団体責任者及び管理責任者は、必ず連絡会議の際に学校に確認し、利用者全体で共有すること）。
- ⑪ 学校で立ち入りが制限されている場所には入らないこと（各団体責任者及び管理責任者は、必ず連絡会議の際に学校に確認し、利用者全体で共有すること）。
- ⑫ 施設内での飲食は禁止とする（但し、必要な水分補給は除く）。
- ⑬ 活動後、ごみは必ず持ち帰ること。
- ⑭ 活動後、忘れ物が無いよう確認にすること。
- ⑮ 施設の利用開始前に、必ず学校との連絡会議に出席し、会議の内容等を別紙「連絡会議 会議録」に記入し、市スポーツ振興課へ提出すること。また、利用者全体（見学者、利用者家族を含む）で会議の内容を共有すること。
- ⑯ **【屋外施設】**利用前後に、各団体責任者または管理責任者は別紙「新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート」を必ず記入し、感染防止に努めること。またチェックシートは利用後速やかにスポーツ振興課に提出すること。
- 【屋内施設】**利用前後に、各団体責任者または管理責任者は必ず各利用校の日誌に記載されているチェック項目を確認し、感染防止に努めること。
- ⑰ 利用者が新型コロナウイルスへの感染を確認した場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合には、速やかに市スポーツ振興課へ報告すること。

■運動・スポーツを行う際の留意点（スポーツ庁ガイドラインより抜粋）

①十分な距離の確保

運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染防止の観点から周囲の人となるべく距離を開けること。

②位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば、前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め前方に位置取ること。

■遵守事項に違反した場合

本ガイドラインの遵守事項が各団体において適切に守られているか、利用再開後に市職員による巡回を実施します。

その際、遵守事項が守られていない状況が認められた場合は、児童・生徒への感染防止に影響を与える可能性があるため、その団体による施設の利用を、当面の間、停止させていただきます。

「学校」は児童・生徒の皆さんが通い、勉学や運動に励み、たくさんの思い出を共有する大切な場所です。

そこで各団体の活動が原因で感染が発生した場合、児童・生徒の皆さんに対する影響（授業の停滞、校内イベントの中止など）は非常に大きく、臨時休校にまで発展することも想定されます。

くれぐれも各遵守事項を守っていただき、安全安心に施設を使用することができるよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※本ガイドラインは今後、新型コロナウイルス感染症の発生状況により内容が更新されることがございますので、あらかじめご留意ください。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、学校開放を中止する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

印西市 健康子ども部 スポーツ振興課 振興係
電 話：０４７６－４２－８４１７（直通）
FAX：０４７６－４２－８４２７
Email：sportska@city.inzai.chiba.jp

施設利用者名簿

利用日時	年 月 日 () ・ 時 分 ～ 時 分		
団体名			
利用施設	学校	体育館 ・ 校庭 ・ 武道場	
		その他 ()	

施設利用前において、下記の事項に該当しないこと。

- ・施設利用前に検温を行った結果、平熱の範囲を超えている。
- ・せきやのどの痛みなど風邪の症状がある。
- ・味覚や嗅覚の異常がある。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性者と濃厚接触した可能性がある。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の経過観察を必要とされる国、地域などへの渡航、または当該在住者との濃厚接触がある。
- ・体が重く感じる。疲れやすい。
- ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある。

No.	氏名 (見学者等含む)	電話番号	体温	体調 (○・×)	No.	氏名 (見学者等含む)	電話番号	体温	体調 (○・×)
1					21				
2					22				
3					23				
4					24				
5					25				
6					26				
7					27				
8					28				
9					29				
10					30				
11					31				
12					32				
13					33				
14					34				
15					35				
16					36				
17					37				
18					38				
19					39				
20					40				

※本紙は、利用時ごとに作成し(記入項目が同じであれば、任意書式可)、各団体責任者が目安として一カ月は保存すること。(個人情報の取り扱いには十分に留意すること)。

また、予告なく提出を求める場合がありますので、各団体責任者は厳重に保管してください(場合によっては、保健所などに提出する場合もございますので、あらかじめご了承ください)。

本紙をコピーまたは市HPからダウンロードしてご使用ください

新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート

■本紙は活動時に必ず持参し、現場の責任者が記入・所持をお願いします■

利用日時	年 月 日 () ・ 時 分 ~ 時 分
団体名	
記入者	
利用施設	学校 (校庭 ・ その他)
参加者数	利用者数 人 (うち見学者等 人)

【活動前に必ず記入】(確認後に各項目の口にチェックを入れてください。各項目をクリアできていない場合は、活動はできません)

利用日当日の体温	☐ 参加者で、平熱の範囲を超える者はいません。
☐ 施設利用 2 週間以内において、下記に該当する者はいません。 ※利用者・見学者等、施設内にいるすべての方に確認をしてください。	
・施設利用前に検温を行った結果、平熱の範囲を超えている。	
・せきやのどの痛みなど風邪の症状がある。	
・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある。	
・味覚や嗅覚の異常がある。	
・体が重く感じる。疲れやすい。	
・新型コロナウイルス感染症陽性者と濃厚接触した可能性がある。	
・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。	
・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の経過観察を必要とされる国、地域などへの渡航、または当該在住者との濃厚接触がある。	
消毒剤の準備	☐ 手指消毒用アルコール、道具消毒用次亜塩素酸ナトリウム液等の準備は済みました (無い場合は活動不可)。
名簿作成	☐ 名簿の作成(見学者等を含む)は完了しました。

【活動後に必ず記入】(確認後に各項目の口にチェックを入れてください)

☐ ドアノブ、手すり、トイレ(蛇口など)、照明スイッチ、清掃用具など共用する箇所(学校より聴き取りした箇所・備品)は、すべて消毒・除菌しました。	
☐ 使用消毒剤の種類	手指等 () 備品等 ()
☐ 消毒をした場所	()
☐ 施設(トイレを含む)の清掃、戸締り、ごみの回収、忘れ物のチェック、貸し出された鍵の返却などをしました。	

※本紙は利用時ごとに作成し、次回利用時まで市スポーツ振興課へ必ず提出してください
(FAX 番号: 0476-42-8427 Email: sportska@city.inzai.chiba.jp)。

また、予告なく提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※次回以降の活動が休止になる場合は、余白に「次回活動休止」とご記入をお願いいたします。

印西市学校体育施設開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、印西市における社会体育の振興のためにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校の校庭、体育施設及び体育設備（以下「学校開放施設」という。）を学校教育に支障のない限り、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）をもって市民がスポーツに親しみ心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(管理及び責任)

第2条 学校開放に関する事業及び学校開放に伴う学校開放施設の管理は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の責任において行うものとする。

2 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

(運営委員会)

第3条 教育委員会は、学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校開放の運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

(管理指導員)

第4条 学校開放利用団体（以下「利用団体」という。）の育成及び学校開放施設の管理の指導のために管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、教育委員会に定期的に報告しなければならない。

4 管理指導員は、学校開放の運営について運営委員会に意見を述べることができる。

(利用団体登録)

第5条 学校開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用団体登録をしなければならない。

2 利用団体は、次に掲げる要件に該当しなければならない。ただし、教育委員会が特に臨時に認めた団体は、この限りでない。

(1) 団体に加入している者が市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(2) スポーツを行うために10人以上で組織された団体であること。

(3) 成人の団体責任者及び次条に規定する管理責任者を置ける団体であること。

(管理責任者)

第6条 利用団体に、学校開放に伴う学校開放施設の管理をするために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各利用団体から推薦し、教育委員会の承認を得なければならない。

3 管理責任者は、利用団体の責任者として善良な管理者の注意をもって第1項の管理に当たらなければならない。

(プール管理指導員)

第7条 プールを利用する団体は、施設の管理をするためにプール管理指導員を置く。

2 プール管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、安全な利用管理に努めなければならない。

(学校開放の日時)

第8条 学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の条件)

第9条 利用者は、営利行為その他スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

2 利用者は、学校開放施設の利用を終了したときは、一切を原状に復し、戸締まり清掃のうえ学校開放の時間内に退出しなければならない。

3 利用者遵守事項は、教育委員会が別に定める。

(利用の中止)

第10条 教育委員会は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を中止させることができる。

(利用の手続)

第11条 学校開放施設の利用を希望する利用団体は、原則として利用しようとする日の属する月の前の月の10日までに学校体育施設開放利用申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第12条 教育委員会は、利用団体の申請に対し、当該学校開放施設の学校長と協議のうえ支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用団体登録承認書を交付する。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、その旨を管理指導員に連絡するものとする。

(利用団体の弁償責任)

第13条 利用団体は、利用者が学校開放施設を破損又は亡失したときは、教育委員会に速やかに報告し、その弁償の責を負うものとする。

(補則)

第14条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第8条)

施設	開放する日	開放する時間
校庭	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後5時まで
体育館	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後9時30分まで
	平日	午後6時から午後9時30分まで
柔剣道場	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後9時30分まで
	平日	午後6時から午後9時30分まで
プール	教育委員会が指定する日	午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで

※ 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号)に基づく休日をいう。

印西市学校体育施設開放利用者遵守事項

1 開放時間を遵守すること。

(1) 開放時間

①平日

体 育 館 18:00 ～ 21:30

柔剣道場 18:00 ～ 21:30

②土曜日・日曜日・休日・休業日

体 育 館 9:00 ～ 21:30

柔剣道場 9:00 ～ 21:30

校 庭 9:00 ～ 17:00

2 鍵の借用について

(1) 管理指導員の指示に従うこと。

(2) 利用時間を厳守し、利用後は速やかに返却すること。

(3) 利用団体は、団体の都合により利用を中止する場合は、必ず管理指導員に連絡すること。

3 開放日誌は管理責任者が詳細に記入すること。

4 利用に際して、体育館内での飲食・喫煙は禁止する。(但し、水分補給のみ許可)

5 利用に際しては、火気を使用しないこと。

6 ごみ類(びん・カン類等)は、その都度持ち帰ること。

7 許可された施設以外への出入りは禁止する。

8 許可された用具以外のものは使用しないこと。

9 開放施設や用具を破損又は亡失したときは、直ちに市教育委員会に報告し、その弁償の責を負うものとする。

10 利用後は、一切を原状に復し、戸締り清掃のうえ時間内に退出すること。

11 活動中は常に許可証を携帯すること。

12 運動場内に自動車及び自転車を乗り入れないこと。

13 利用しようとする日が属する月の前月の10日までに学校体育施設開放利用申請書を教育委員会に提出する。

14 学校は教育の場という認識をし、モラルを持って利用すること。

上記遵守事項に反した場合は、登録を取り消し又は利用を中止させる場合もあります。

印西市教育委員会

鍵の受け渡し及び返却方法等

- ◎ 鍵の受け渡しは原則利用校で行ない、やむを得ず下記時間内に行けない場合に限り、印西市役所警備員室(電話 4 2 - 5 1 1 1)で鍵の受け渡しを実施する。
- ◎ 鍵の借用・返却は、原則管理責任者が行なう。
- ◎ 鍵の受け渡しにかかわる者は、事前に利用校へ打合わせに行くこと。

(1) ア. 団体登録指定利用日の鍵の貸出時間(利用校)

鍵の貸出時間・・・当日の午前 8 時～午後 4 時 3 0 分まで

鍵の返却時間・・・翌日の午前 8 時～午後 4 時 3 0 分まで

その他・・・・・・利用日及び返却日が学校休業日の場合は、学校の指示に従う。

イ. 団体登録指定利用日の鍵貸出時間(市役所警備員室)

平日：鍵の貸出時間・・・当日の午後 5 時 1 5 分から

鍵の返却時間・・・当日の午後 1 0 時 3 0 分まで

休日：鍵の貸出時間・・・当日の午前 8 時 3 0 分から

鍵の返却時間・・・当日の午後 1 0 時 3 0 分まで

- (2) 利用者は、学校窓口(または市役所)で学校体育施設利用団体登録承認書を必ず提示し、鍵管理簿(鍵No.・貸し出し月日及び時間・団体名・受取人氏名・電話番号)に記載後、鍵を借りてください。

* 学校体育施設利用団体登録承認書を忘れた場合は、鍵をお借しできないことがありますのでご注意ください。

- (3) 鍵の返却は、借用した場所とします。また鍵管理簿に返却日及び時間を記入してください。

- (4) 開放日誌(置き場所は利用校に確認する)は管理責任者が詳細に記入してください。